

会 議 録

会議の名称	西東京市教育計画策定懇談会（第7回）
開催日時	平成15年12月17日（水） 午前10時00分から正午まで
開催場所	保谷庁舎3階 会議室
出席者	【出席委員】(座長)沼本?一、佐藤美子、石田裕子、金子矜一、田辺まさ子、田口康之、高橋輝夫、渡邊一雄、村田眞昭、鶴田勝彦 【欠席委員】(副座長)春原由紀、細井邦夫、下栗庸隆、北岡和彦 【事務局】(学務課長)坂口基成、(指導課長)松本秋広、(教育相談課長)鈴木三和、(指導主事)戸倉務、(生涯学習部長)高橋由行、(社会教育課長)宮寺勝美、(生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長)富所利之、(生涯学習部副参与兼田無公民館長)島崎隆男、(保谷公民館長)福本直臣、(中央図書館長)小池博、(教育庶務課庶務係主任)大和田順子、(同主事)山本敏彦
議 題	1 西東京市教育計画（案）の検討 2 次回の日程調整について
会議資料	
記録方法	発言者の発言内容ごとの要点記録
発言者名	発 言 内 容
座長	会議を始める。 今日は学校教育のまとめに入る。
坂口課長	市議会の文教委員会で審議された陳情57号について説明する。「『西東京市教育計画（教育プラン21）』策定に際し一般市民の意見表明の機会を求める陳情」が12月議会に提出された。 これは文教委員会で不採択となった。その中で、懇談会に意見を伝えて欲しいという話があった。賛成の方の意見としては、市民参加の推進、開かれた教育を行うのであれば、市民説明会やパブリックコメントを行って広く市民の意見を聞く機会を設けるべきである。反対の方の意見としては、教育計画策定懇談会そのものが、市民参加条例に基づいた市民参加の一つの方法であり、懇談会が市民説明会やパブリックコメントを行う必要がないと判断したことを尊重すべきだ、というものだった。 また、文教委員会として、市民に対する情報の提供が少ない、という意見が出た。素案は情報公開コーナーでは公開されているが、ホームページでも公開するべきではないか、という意見も出た。これについては、我々としても準備を進めている。懇談会で最終的にまとまった案についても、公開していく。
座長	市民のこの懇談会に対する期待が分かる。繰り返しになるが、この懇談会自体が市民の代表である。
A 委員	この懇談会の委員についての意見がある。副座長がずっと欠席している。副座長として責任を明確にして欲しい。出られないのなら最初から意思表明

	して欲しかった。私は委員の１人として不満を感じている。
大和田主任	申し訳ないが、詳しい事情は伺っていない。
座長	連絡を取っていただきたい。
B 委員	私たちは市民の代表である、と先程座長がおっしゃった。結局市民の代表なのかどうか、ということで文教委員会でも質問があったようだ。私が聞いたところでは、行政側としては、代表として出てもらっているということだ。座長は以前、代表ではないとおっしゃったが。
座長	各分野の代表ということではなく、市民の代表だという意味だ。例えば、PTAを代表してPTAの意見を述べるのではなく、PTAという集まりの中から選ばれた、市民の代表として意見を述べる、という意味だ。 以前もお渡ししたものだが、要望書がいくつか出ている。内容についての細かい要望も出ているが、これについては今回からの修正案の議論の中で、必要があればみなさんの意見の参考にして欲しい。
松本課長	「市民の意見を聞く会を開く」など大きな部分については、この懇談会に諮って、必要ないということになっている。具体的な文言等の細かい部分については、既にこの会の議論の中で相当数出ていることだ。
C 委員	この要望書を見ると、今までの議論の中で出てきている問題だ。これらの問題に詳しい委員もいると思われるので、その方に今後の議論の中で、これらを補足する発言をしてもらえばよいのでは。
松本課長	〔修正案等の配付資料の見方について説明〕
座長	今日の議論の進め方だが、この修正項目の内容を一つ一つ検討していくには時間が限られている。章立てを見て、足りない項目などについて議論していきたい。細かい内容については、事務局と私の方に任せていただきたい。 項目として加えた方がいいのでは、ということがいくつかある。 まず、セーフティー教室ということが挙げられる。学校に不審者が入ってきたときの対応の仕方など、そういった項目を入れて欲しい。 また、大学を卒業しても就職しない、働く意味がよく分からないという若者が多い。中教審や文科省ではキャリア教育というものをやっている。小・中・高でやっている。これもどこかに入れて欲しい。 特別支援教育については、心障学級の充実の中に入っているのか。
坂口課長	12月に都から最終の報告が出ることになっている。まだ、都から連絡はない。
座長	学校図書については。
坂口課長	[7] (6) 学校図書館の整備の中で触れられているが、細かいところまでは載っていない。

座長	読書指導については。
松本課長	読書指導については委員の意見を取り入れて、読書運動という言葉を入れている。
座長	学校経営の改革の中に、教員の研修体制の充実とあるが、いわゆるライフステージに応じた研修というのにも入っているのか。キャリアアップ教育というか…。
C 委員	先程の座長の話で、若者に働く意欲を持たせる教育、キャリア教育が必要ということだった。この教育計画の中で学校教育というと、小・中学校を指す。したがって、大卒者などはこの計画の枠から出てしまう。
座長	私の説明不足だった。小・中学校でその土台作りをするということだ。
C 委員	勤労の義務は憲法で定められている。この点を「大卒者」というような表現を避けて、入れるべきと思う。
座長	[1]確かな学力の育成(1)きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着、とある。これは、確かな学力の育成ということが、基礎・基本の定着であり、基礎・基本の定着の中に、きめ細かな学習指導、少人数指導、T T、教科担任制というものが入ると思う。 基礎・基本の定着、というのが大きなタイトルになるのではないか。それとも、基礎・基本の定着というのはこういう考えで、その1番目として少人数指導、ということか。
松本課長	目次を見るとこうなっているが、概念で言えば、基礎・基本の下に少人数指導があるということになる。中身としては、基礎・基本が一番強調すべきところだ。
座長	T Tは入れないのか。
松本課長	少人数指導のところに入っている。
D 委員	きめ細かな学習指導の中に、読書運動が入っている。読書指導を読み・書き・計算といっしょのところに入れておくのは不自然ではないか。読書指導を一つの項目にした方がよいのでは。
松本課長	読書は、読み書きにかかわる部分と、豊かな心にかかわる部分の両方があるが。
座長	学校でやっている10分間読書はどちらになるのか。
松本課長	10分間なので、読み書きの方が大きいのでは…。
D 委員	読書は「読む」ということが手段だが、どちらかというと心の育成の方が

	大きいのではないか。 [2]豊かな心の育成 に入れるか、学力に入れるにしても項目を作るべきでは。
A 委員	朝10分の読書運動は、やはり豊かな心の育成に入ると思う。集中力がない子どもをどうするか、というところが始まりだったようだ。最初の10か月位は、変化は見られなかったそうだが、やがて歩き回る子も少なくなり、普段の授業にもつながっていった。本から夢を学ぶ、そういう意味でも大きな成果が出ている学校も多い。
松本課長	文言等も整理しながら、豊かな心の方に入れるということで検討したい。
座長	小・中学校の教育課程の連携が大事だと思う。
松本課長	小中一貫は、特色ある学校の中に位置づけている。
座長	[2]（5）に、健康教育の充実とあるが、ここに食の問題も入れるべきでは。
C 委員	[2]豊かな心の育成 に、自国の文化に対する愛着、国際性豊かな視点の養成といった項目が入っていない。これは、人権問題よりも上位にある価値観だと思うが。
松本課長	目次には入っていないが、[2] 豊かな心の育成 のリード文で触れている。人権や、生命尊重よりも前に載っている。
E 委員	杉並区では、5、6年生が1年生に通学路の安全について教えている。世田谷区では、女子中学生が危険マップを作ったりしている。 先程の職業に対する意識についても、岡山県では中学生が小さな商店で手伝いをすることによって、職業意識を高めたりしている。世間では今「七五三」といわれている。中卒の7割が3年以内に離職する。高卒は5割、大卒は3割が離職するという。 西東京市にも多くの商店があるのだから、地域の商店の活用が必要だ。武蔵野市では、あいさつの励行をしている。
座長	全体を見ると、地域を知ることが抜けている。 学級崩壊が騒がれているが、コミュニケーション能力が欠けていることが問題だ。学校では人間関係の教育をしなくては。これを入れるとしたら、どの辺りの項目になるのか。
松本課長	人権教育の推進のところに入れている。
座長	新しい学習指導要領では、人間関係のことが重視されている。
F 委員	学校は我々にとって、聖域のような雰囲気だ。学校が地域に積極的に出てくるようなイベントのようなものが必要だと思う。宮崎県の西郷村では、村の祭りに小・中学生全員が参加して、郷土のことを学んだりしている。残念

	ながら西東京市には、このような地域のイベントがない。 博多山笠という祭りでは、悪いことをした子どもに「山笠に出させないよ」と言うと、治まるという話を聞いたことがある。
E 委員	小・中学校の運営に民間が入るという新聞記事を見た。国にも、学校は閉鎖的であるという考え方があるようだ。
F 委員	地域の意見を入れるだけでなく、積極的に出てきて欲しい。
E 委員	先程のセキュリティの問題から考えても、学校と地域の一体感が必要だ。
C 委員	学校経営の改革の4番目に、学校監査制度の実施というのがある。学校監査制度というのは、法制化する準備があるのか。
松本課長	学校監査制度という言葉の感じが誤解を招いているかもしれない。学校教育部各課によって、ということだ。各課が監査的に訪問していこうと考えている。この言葉からはそういう印象を受けるかもしれないが。
C 委員	学校関係者が相互にチェックし合う、その程度に考えてよいのか。
松本課長	監査委員や監査制度といったレベルのことは考えていない。教育委員会の職員が学校に行って、あるべき帳簿があるかどうか、といった…。
C 委員	それは法的に既に確立されているものではないのか。監査というものが現行でもあるのではないのか。 教育長が任命した監査委員が、必ず学校の会計については監査をする、といったものは…。
坂口課長	市の会計等については監査委員事務局があり、学校の予算執行等についても、学校に出向いて監査をする、という制度はある。
C 委員	その制度は、今問題としているところまではやらないのか。つまり、積立金の帳簿を検査する、そういった権限はないのか。
坂口課長	あくまでも公金だけの検査だ。
C 委員	ここでいう学校監査制度というのは、正規の監査制度の権限の外にあるものを対象にするということか。
松本課長	そうだ。
C 委員	市や都の監査でやるものは対象にしないということですね。学校という小さい範囲の中で、公金ではないものを対象にする。その程度のものということか。
坂口課長	それもある。ただ、監査委員事務局の監査が学校に入るのは、10年、20年に一度だ。公金についても、適正に管理されているかどうか、あわせて考え

	ている。
C 委員	すると、両者がクロスする部分が出てくる。20年に1回で不備があるからこちらでもやる、というのは違うと思う。これを変えるのは法改正であり、教育計画で考えることではない。 教育計画における監査制度というのは、そういう資金の流れを押さえるのではなく、校内での積立金だとか、そういうもののための監査制度であると理解してよいのか。 監査制度というのは、当然、その前に事務手続きができていなければならない。事務手続きができていないのに監査をするというのは、技術的に不可能だ。ここでの制度の場合、事務手続きのルールを作る主体はどこにあるのか。それがなければ監査はできない。主観で監査はできないものだ。誰がやっても同じ結果が出なくてはならない。事務手続きが構築されていることが前提条件だ。 ここに書いてあることだけでは、説明不足だ。私のような誤解を生む。もっと言葉を足して欲しい。
松本課長	学校監査制度、というタイトル自体から生じている部分もある。
C 委員	ほかの表現があったら…。
松本課長	誤解を生じないような表現に変えていきたい。
G 委員	学校監査制度というのがここに出たのには、社会的背景がある。 監査と監察を間違えているのではないか。教職員の資質を高める、いわゆる管理評価と、開かれた学校づくりという大きな背景がある。教職員の服務監察、それと会計の監査、これについて明確にしなければという社会状況がある。 これを見て、教職員の出勤簿があると知り、驚いた。これは、判こなのかタイムカードなのか。学校の先生というのはもっと自由に、指導能力を高めて…。 教職員の学校に対する、児童生徒に対する服務的な問題が出ている。服務監察に今までより目を向けよう、外部の人が目を向けよう、そういう背景があったと思う。 もう一つはお金の問題だ。行政改革とか、不況が続いているとかで、学校にも競争原理を導入する。その面で、金銭的に厳しく見ていこうと。服務監察は、はっきり言えば懲戒権の行使だ。 これらのことを項目に入れなければならない社会的背景、これを思考に入れなければ。これからの西東京市の教育改革の方向性ということで、認識しなければならないということと同時に、学校教育の改革の理念からここに出てきた。
C 委員	誤解があったようで申し訳ない。会計監査という言葉を出してしまった。業務執行状況点検制度くらいに考えればよいということか。ねらいは会計監査ではなく、業務、処分の執行状況を点検するというニュアンスで考えればよいのではないのか。

座長	点検ではなく、成果も入るのではないか。
C 委員	点検するから、指摘ができるのではないか。
座長	服務の場合は点検かもしれないが、お金に関しては成果ということもあるのでは。ただ正しく使ったということではなく、それによって成果が出たかということだ。税金を使っているわけだから、そこも見なくては。
C 委員	執行状況を点検して、その点検項目の中に成果というものを設ければよいのではないか。
G 委員	それはマネージメントの問題になってしまう。学校関係だけの監査、服務監察ではなくて、開かれた学校における外部評価だ。外部評価をするためには適正基準があり、数値目標がある。学校経営計画の一環としての見方と、会計上の不正を見るのとでは違う。 学校経営計画の中で成果、というか評価が必要だ。
座長	お金をかけているわけだから、成果が必要で、それによって評価が出る。そういう考え方を入れるということだ。
E 委員	私の認識不足かもしれないが、この文章は一般的には当たり前のことだと思う。企業ではなくても、私的な集まりの組織であってもこれくらいのことはやっている。 出勤簿だとか、出張命令だとか、研修承認だとか、これは当然のことだと思う。お金のことも当然だ。そんなに問題なのか。 今までやっていないなら、その方がおかしい。
松本課長	校長の責任でやっている部分も相当ある。
E 委員	普通は外部から見てやる。これは当然のことだ。
B 委員	要望書にもあるが、第三者機関でやることを検討して欲しい。服務の監察ということであれば、よけいそう思う。教育委員会がやるということであれば、学校の目が教育委員会に向いてしまう。子どもや保護者の申し出を受けて、中立的な立場で調査や監督ができる第三者機関がよい。 今でも、問題があれば保護者は学校を飛び越えて教育委員会に相談する。学校と保護者の関係も、よけいぎくしゃくするのではないか。
座長	制度上だけでなく、学校運営協議会をもっときちっとやるべきだ。
松本課長	マネージメントの話など出たが、監査制度の前のページの(1)で「教育活動の目標に対して具体的方策や数値目標を示し、成果や課題についても、市民への公表方法や…」としている。事務局としてはこういう修正をしている。
座長	特色ある学校づくりに関係してくるので、マネージメント的な考えも入れた方がいい。

A 委員	[4]不登校児童・生徒への対応、の中でよく分からない部分がある。今、不登校児童・生徒に対する教室はできていますよね。市でフリースクールの設置を検討していくとあるが、義務教育としてどこかの学校の中に設置するのか。フリー教室は、子どもたちを普通教室に戻すためのものなのか。不登校教室とフリー教室の違いはどこにあるのか。 普通教室に戻すためのフリー教室ならば、それは意味がないと思う。西東京市独自のやり方として、フリー教室になら通えるならそれでいい、という形がよいと思う。民間でフリー教室をやっている方から聞いたが、通う子どもたちはそのフリー教室独自のやり方なら適応できていて、元々の学校に戻すのはたいへん難しいようだ。
鈴木課長	このフリー教室は、特別支援教育の案ができる前に、学校の中で重要な課題を抱えている、あるいはいっしょに授業を受けられない子が、学校を離れずに教室から抜け出した形ということで考えられた。いわゆる保健室登校のような設定だった。 ご指摘のあった、義務教育から離れるのか、というのは非常に重要な視点だ。私どもがこれを考えた段階では、義務教育を離れないものだった。ただ、特別支援教室ができれば、同じ学校に教室を作る必要性は薄れるのではないか。 民間のフリー教室と同意義になるものは、学校を離れるものとして、適応指導教室——スキップ教室——になると思う。
A 委員	すると、不登校の児童生徒を受け入れる学級も、目的は普通教室に戻すということなのか。
鈴木課長	そうだ。最初にこれを考えた段階では、初期段階、まだ学校から離れないけどいっしょに授業は受けられない児童生徒についてだった。あるいは、スキップ教室から直接団体の中には入れないが、段階を踏んで戻る、というような設定だった。
A 委員	私は児童委員をしているが、中学生のお母さんから相談を受けた。お子さんが小学校5年生から中学校1年生の今まで不登校で、学校はどうしても嫌だが、フリー教室だったら行ってみたいと言っているようだった。そういうお子さんが、現実何人も出てくると、普通教室に戻すためでは意味がない。独自のフリー教室を市で作ってはどうか。
座長	フリー教室というのは、特別支援教育と切り離して考えてよいか。
鈴木課長	発達の障害のあるお子さんが、不登校になる場合も多い。
座長	そうならないようにするのが特別支援教育で、ここでいうフリー教室は適応指導教室を言っているのではないか。心身障害とは関係なく、人間関係がうまくできないとか、そういった子のためのものかということか。こういうものは現在市にはあるのか。
鈴木課長	今あるもので言えば、スキップ教室だ。

座長	それは適応指導教室のことか。
鈴木課長	そうだ。
座長	すると、適応指導教室はフリー教室と同じなのか。
鈴木課長	同じ校内にあるのが、ここに書いてあるフリー教室だ。
座長	フリー教室ができれば、スキップ教室はなくなるのか。
鈴木課長	学校にはどうしても行けないが、別の場所なら行けるということもあるので、それはなくなる。
座長	つまり、フリー教室と書いてはあるが、実態としては不登校生徒のためということか。
鈴木課長	その辺は難しい。中学校では授業についていけないというのが一番多い。そのケアができれば…。
B 委員	実際、中学の保健室は大人気というか満杯だ。校内にあれば、実態に合っていて素晴らしいと思う。
座長	これからの学校は普通学級、特別支援教室、フリー教室、この三つになるということか。フリー教室を入れれば、特色ある制度ということになる。
H 委員	この案は、現状の子ども状況を踏まえてできているのだと思うが。テレビで子どもの意識調査の結果について講師が話していたが、絶対してはいけないと思うことについてで、祖父母を殴ってはいけないという子どもが80数%しかいなかった。万引きに至っては60数%だった。残りはゲーム感覚でやってもかまわないということかもしれない。男女不純異性交遊についても、中学生の2、3割はかまわないと思っているようだ。 これは、我々が従来持っている規範意識とだいぶ懸け離れている。この子どもの感覚に対して、我々の思い込みで計画を立てても絶対にうまくいかない。
D 委員	[5]心身障害教育の充実が、この案では前文のみとなっている。都の方針が出た時点で、細かい項目立てにしたものにするのか。
坂口課長	都の検討会から出される最新のまとめが、年明けには出てくるが、これはまだ検討会の意見なので、都の行政としての方向はその後に出ると思う。我々の教育計画とどこまでスケジュール的に合ってくるか。 心身障害教育のあり方については、教育計画のほかに、別に検討していかなければならないと考えている。ここでは総論のようなことしか書いていないが、独自に市民参加の手続きも経て、心障教育のあり方を検討していきたい。教育計画の中に具体的に項目として入れられるかは分からないが、市としての独自の施策は別の機関でということになる。

D 委員	ぜひ、直接心身障害教育にかかわっている方や保護者の方から、広く意見を聞いて細かいものを作っていただきたい。今の段階でも、学校の中で障害児にとって不便だと思うことがたくさんある。介助員の制度はとても大事だと思う。家族に頼っているところが大きい。ぜひ、その面での充実もお願いしたい。
座長	都ではかなり検討しているようだが、いろいろ意見を聞いて作っていただきたい。
C 委員	「都が」というのではなくて、都の討論の内容を汲み取って、教育計画の中にも若干でも織り込んで欲しい。
B 委員	市民参加で検討していくということであれば、一般の保護者もメンバーに入れないと。一般の保護者が、障害あるお子さんや保護者を排除する動きをすることがある。理解がないためだ。健常者の保護者もいっしょに考えることによって、うまく機能していくのではないか。
C 委員	側聞するところによると、保健福祉部でやっているものでは、障害者の保護者、障害者自身、障害者を看護するグループ、学校関係、雇用主が入っている。各層から入っているということだ。そこではかなり具体的な話がされているようだ。
B 委員	障害のあるお子さんが学校に来たときには、圧倒的な少数者になる。関心・理解がある保護者はほんのわずかだ。障害児が来て困る、と騒ぐ親御さんは一般の保護者が多い。意地悪なわけではなく、理解がなくてそうになっている。 そういう会のような場では、理解のある方が参加しているが、実生活の場になるとそうではないというのが現実だ。
C 委員	健常者の学校教育の場に、もっと働きかけなくてはならない。この教育計画とある部分ではマッチングしてくるかもしれない。 私はこの問題で悲観していない。バリアフリーの問題でも、かなり時間がかかって東伏見駅にエレベーターができた。時間をかけてやっていけば、決してできない話ではない。問題はお互いのコミュニケーションがないことだ。話し合いをして、お互いの問題意識を相互流通させれば、時間はかかるが解決するだろう。
B 委員	受身だけではなく、健常者の親もそこに参加することで、主体的に考え、発信していけるようになれば。手をつなぐのは障害者の保護者同士ではなく、障害者と健常者が、というのが大事だ。
C 委員	先程危機管理の問題が出たが、現実問題として、災害が起きたときに保護者がいなければ、誰が障害者の面倒をみるのか。そういう問題が出てくる。あらかじめ行政が体制を調べておくことが必要だろう。
B 委員	[6] 学校経営の改革(1)学校の自主性、自立性の確立 で、「予算の傾斜

	配分や実績による配当等を行い、」という風に、「等」が入った。保護者の多くが心配していることだが、傾斜配分というのはただの実績配分ではないということが、説明していただくと分かるのだが、誤解を招くような表現のまま残すというのは、問題があるのではないか。 「予算の傾斜配分」という表現はどうしても必要か。「包括予算」などにはできないか。
座長	内容的には賛成だが、文言が、ということか。
B 委員	イメージとして、成果を上げた学校にだけたくさんの予算がつく、と受けるようだ。
座長	学校経営の改革で、(1)の次あたりに、主幹や主任を養成するということに触れて欲しい。リーダーシップの発揮が特色ある学校づくりに必要だ。マネージメント的な手法についても入れるべきでは。項目的にも上乘せして欲しい。 放課後の子どもの居場所の問題もある。
高橋部長	それは生涯学習の部分で。
I 委員	「校長とは何なんだろう」「教員とは何なんだろう」ということを再確認していかなければ。プロの教員が知恵を出し合って学校づくりをする。 一般の方から見てよい教育計画でも、教員から見ると...、という部分もある。しかし、こういうものを出していただくことで、教員の意識も変わるし、保護者の考えも変わるという面もあるだろう。 それと、月曜から金曜まで、朝 8 時 5 分から午後 5 時 5 分まで、その勤務時間の中で、どうこの計画の内容を実施していくかという問題もある。全部を網羅して、全校で実施するのは無理だろう。これはできるが、これはできない、ということも特色ある学校ということではないか。 先程「等」の問題が出たが、この「等」は何を指すのかということで、先生たちは 1 時間も 2 時間も議論しなくてはならなくなる。
座長	これは 1 年で全部やれというものではない。やれることから一つ一つ、指針のようなものだ。もちろん、学校が全部やるのではなくて、保護者や地域が含まれなくてはならない。学校教育と社会教育の橋渡しが必要だ。
G 委員	新学習指導要領の導入によって、市内の学力は低下しているのか。西東京市教育委員会としての認識はどうか。評価基準がなければ、判断するのは難しいと思うが。全国的に低下していると言われているが、西東京はどうか。 案に加えることばかりが議論されているが、それによって、逆に省くことも出てくるのではないか。
松本課長	話題になっているペーパーによる学力調査は、西東京市ではやっていない。新指導要領が始まって、まだ 2 年しかたっていない。読み書きそろばんでは計れない部分、意欲やキャリアといった広い意味で学力を見ていくと、数値だけでは判断できないと思う。

座長	では、これで会議を終わる。次回は1月6日に生涯学習について行う。
----	----------------------------------